

令和7年度

豊田市包括外部監査結果報告書

(教育に係る財務事務の執行について)

(概要版)

令和8年2月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 中條 尚治郎

## 目 次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	補助者	3
9	利害関係	3
10	本報告書の記載内容に関する留意事項	4
第2	監査対象の概要	5
1	現教育行政計画の概要	5
2	市立学校の状況	8
3	監査対象の決定	8
第3	監査の指摘及び意見（総論）	8
1	現教育行政計画の自己評価	8
2	学校規模の適正化	13
第4	監査の指摘及び意見（各論）	17
1	教育政策課	17
2	図書館管理課	18
3	学校教育課	21
4	学校づくり推進課	35
5	保健給食課	38
6	市民活躍支援課（現・地域交流課）	40
7	次世代育成課（現・こども・若者政策課）	41
8	市民活躍支援課（現・学び体験推進課）	44
9	小・中学校	48

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

教育に係る財務事務の執行について

### 3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

学校教育については、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備、教職員の働き方改革、少子化による児童数の減少など取り巻く環境が大きく変化している。

豊田市（以下「市」という。）では、まちづくりの方向性を明らかにする第8次豊田市総合計画（平成29年度から令和6年度まで）を策定している。第8次豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画として「第4次豊田市教育行政計画」（令和4年度から令和7年度まで。以下「現教育行政計画」という。）が策定されており、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、その実現に向けた教育活動を精力的に実施している。

そうした中、小中学校におけるICTを活用した学習への取組について一層の促進が求められている。また、山村地域の多い市の特性から、児童数が100人以下の小規模小学校が増加しており、いかに学びの場を活性化させていくかについての対応も必要となるところである。

財政面においては、市の令和6年度一般会計予算の当初予算1,954億円に対して、教育費の歳出が317億円であり全体の歳出額に占める割合が16%と予算に占める割合も高いものとなっており、教育に係る市の取組は、当然に市民の関心が高く、市議会での注目度も高い分野であるといえる。

以上のことから、「教育に係る財務事務の執行」について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

### 4 外部監査の対象部署

豊田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）その他関連する部署

### 5 外部監査の対象期間

令和6年度（必要に応じて他の年度も対象とする。）

## 6 外部監査の実施期間

令和7年6月27日から令和8年2月6日まで

## 7 外部監査の方法

### (1) 監査の基本的な方針

地方公共団体の外部監査は、一部の地方公共団体でカラ出張や食糧費問題等の不適切な予算執行があったことを受けて、独立した立場の外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを趣旨とする制度である。したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、少子高齢化や変化の激しい現代社会において、社会の変化に柔軟に対応する教育の推進が近年強く求められていることにも鑑み、実施事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も重要事項と捉え、監査を実施した。

### (2) 監査要点

教育に係る財務事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性の監査要点により監査を実施した。

### (3) 監査手続

(2) 監査要点を検証するために実施した監査手続は、次のとおりである。

#### ア 監査対象事業の概要把握

- ・ 基本的な情報として、関連する教育関連の法令、規則等の概要を入手、理解した。
- ・ 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ・ 教育委員会が策定した現教育行政計画等を閲覧し、市の教育に係る方針・課題・重点事業等を把握した。
- ・ 監査対象事業について「2023年度第4次豊田市教育行政計画点検・評価報告書」(以下「2023年度点検・評価報告書」という。)等を閲覧した。また、事業の所管課から意見聴取を行い、2023年度(令和5年度)時点の事業課題及び今後の取組方針、令和6年度の主な取組等の概要を把握した。

## イ 関連資料の閲覧と所管課に対する質問

- ・支出・収入に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合规性を検証した。
- ・法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検証した。
- ・支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ・事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧並びに担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ・担当者への質問及び2023年度点検・評価報告書等の閲覧により、事業の成果指標の設定、達成状況及び改善施策を検証した。
- ・事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬（ごびゅう）が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
- ・委託業務の契約相手先、指定管理者の会計記録、業務実施報告書等を適時閲覧し、委託契約書、協定書等との整合性を確認した。

## ウ 現地視察

監査対象によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況、財産備品管理等の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

## 8 補助者

公認会計士	金丸	久高
公認会計士	岩戸	誠司
公認会計士	相宮	秀紀
公認会計士	村瀬	俊宏
公認会計士	小野	亮介
弁護士	乾	美恵子

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 10 本報告書の記載内容に関する留意事項

### (1) 端数処理

- ・金額は原則切捨て
- ・比率は小数点一桁未満四捨五入

### (2) 法人の呼称

法人の呼称は、次の記載とする。

- ・株式会社→(株)
- ・有限会社→(有)
- ・公益財団法人、公益社団法人→(公財)、(公社)
- ・一般財団法人、一般社団法人→(一財)、(一社)
- ・社会福祉法人→(社福)
- ・特定非営利活動法人→(特非)
- ・独立行政法人→(独)

### (3) 監査の「指摘」と「意見」の区分

#### ア 指摘

- ・法令等(法令、条例、規則、規程、要綱等)に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの(単純ミス等ほかに影響しないもの)は除く。
- ・法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの

#### イ 意見

- ・指摘には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善や検討を要望するもの

## 第2 監査対象の概要

### 1 現教育行政計画の概要

#### 1) 計画策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、地域の持続的な発展を担う人材の育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

また、人生100年時代の到来や、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた急速な技術革新など、社会が大きな転換点を迎える中、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割、重要性はますます高まっています。

本市では、「地域ぐるみで学び合い」をキーワードに、教育を学校だけで完結するのではなく、学校と家庭、地域が連携・共働しながら子どもたちを育む社会に開かれた教育課程を推進しています。今後も引き続き、次代を担う子どもたちが、広い視野を持ち、自ら考え、課題を解決していく生き抜く力を培っていくこと、生涯にわたり学び続ける基礎を養うことが求められます。

そこで、第3次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定しました。

#### 2) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付けるとともに、学校教育分野を中心とした、本市の教育行政における基本的な計画です。

この計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画です。

#### 3) 計画期間

この計画の対象期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

#### 4) 計画の体系

基本施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・めざす人物像の実現に向けた主要な施策と事業</li> <li>・施策名は、第8次豊田市総合計画の施策体系に準ずる</li> </ul>	
施策名	施策の柱
①生き抜く力を育む学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	②確かな学力を育む教育の推進
	③豊かな人間性を育む教育の推進
	④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
②安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	①学校施設の環境の充実と整備の推進
	②給食調理環境の整備
	③中央図書館の再整備
③暮らしを豊かにする学びの支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
	②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③子どもの読書活動の推進
④地域による次世代人材の育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	②高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③自立に困難を抱える若者の支援
	④家庭教育力の向上
⑤まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

出典：令和6年度 豊田市の教育

また、計画の推進体制は図表 2-1-1 のとおりである。

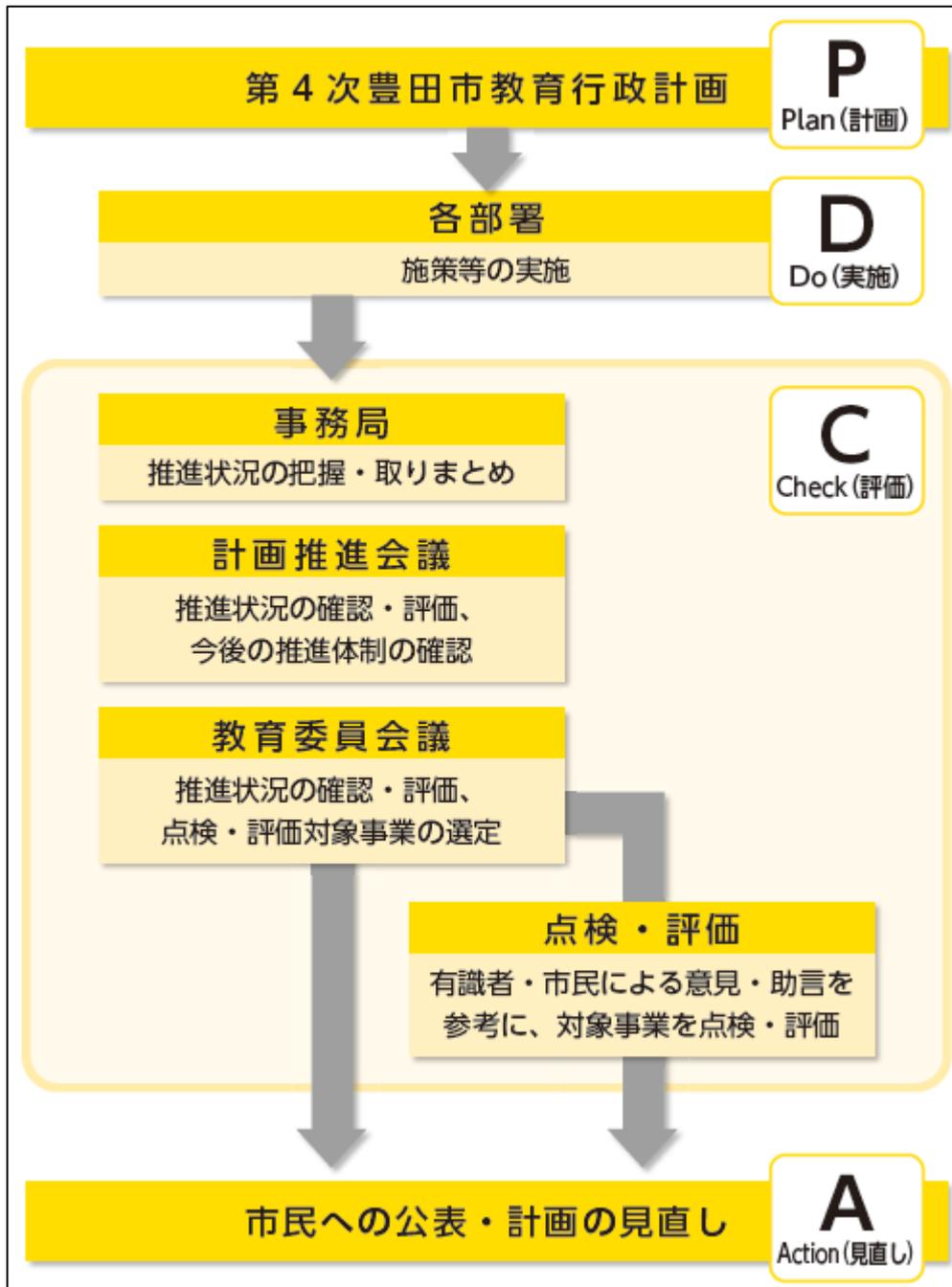
図表 2-1-1

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。

また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでな

く、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（見直し）のサイクル（P D C Aサイクル）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組みます。



出典：現教育行政計画

## 2 市立学校の状況

令和元年度から6年間の児童生徒数の推移は、**図表 2-2-1**のとおりである。

小学校は令和元年度以降、継続して減少傾向にあり、中学校は令和3年度をピークに減少に転じている。

図表 2-2-1

年度	小学校		中学校	
	クラス数	児童数（人）	クラス数	生徒数（人）
令和元年度	1,055	24,061	440	11,980
令和2年度	1,060	23,705	440	11,999
令和3年度	1,058	23,240	443	12,119
令和4年度	1,071	22,891	443	12,075
令和5年度	1,064	22,365	450	11,955
令和6年度	1,060	21,842	452	11,742

出典：豊田市の教育より監査人作成

## 3 監査対象の決定

監査対象は、「現教育行政計画における各事業」と「小・中学校」とする。

### 第3 監査の指摘及び意見（総論）

#### 1 現教育行政計画の自己評価

##### （1）概要

**第2 1 現教育行政計画の概要**のとおり、計画の推進に当たっては、PDCA サイクルを繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組む旨が記載されている。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果を毎年度、「第4次豊田市教育行政計画点検・評価報告書」として公表している。

##### （2）監査の結果及び意見の総括

当包括外部監査においては、所管課において実施した2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）の各事業の自己評価について、資料の閲覧及び質問を実施した結果、成果指標の設定に関するもの及び今後の取組方針

に関するものについて、指摘及び意見を検出した。

### (3) 政策評価に関する根拠法令等

#### ア 基本的な考え方

政策評価に関する根拠法令は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」及びその政令、省令、基本方針、ガイドラインなどがあり、総務省の政策評価ポータルサイトで公表されている。

これらの法令等は国の中央省庁向けに制定された法律であるため、地方公共団体にこの法律の直接の適用はないが、政策評価を行うに当たっては参考になる。

政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにする「政策評価に関する基本方針」は、政策評価の実施に関する基本的な考え方を定めている。現教育行政計画の自己評価も、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル）を繰り返し、客観的な評価を実施する点で、この考え方に準じていると理解する。

#### イ 政策評価の方式

「政策評価に関する基本方針」は、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」を始めとした適切な方式を用いる旨を定めている。

現教育行政計画は、事業の目的と手段の対応関係を施策と主な実施内容として明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定しており、これに対する実績を自己評価として定期的・継続的に測定していることから、「実績評価方式」を採用しているといえる。

#### ウ 実績評価方式での政策評価の留意点

政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針を定める「政策評価の実施に関するガイドライン」は、実績評価方式での政策評価を行うに当たっての留意点を定めている。

##### (ア) アウトプットの成果指標の設定について（意見）

成果指標の設定に関するものでは、13事業において指摘及び意見を検出した。

成果指標（目標）の設定について、「政策評価の実施に関するガイドライン」①は図表3-1-1のとおり留意点を定めている。

図表 3-1-1

2 評価の方式
(2) 実績評価方式
① 評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標（以下「基本目標」という。）を設定する。なお、成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する。

出典：政策評価の実施に関するガイドライン（令和5年3月31日一部改正）

これに対して、現教育行政計画の成果指標の設定については、「重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領」によれば、図表 3-1-2 の定めしかない。

図表 3-1-2

<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、数値指標とし、アウトカムの数値を記入する。 （アウトカムとは、この事業の直接的な成果を受けた対象の定量的な変化、成果であり、取組実績（アウトプット）の直接的な波及効果となる。）</li><li>・目標を達成できているか確認できる指標とする。</li></ul>
--

出典：重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領

図表 3-1-1 の「政策評価の実施に関するガイドライン」①において、成果（アウトカム）に着目した目標を設定する旨が定められているため、「重点施策及び基本施策の事業立案シート作成要領」が原則、アウトカムの数値指標としたことは理解できる。

しかし、図表 3-1-1 の「政策評価の実施に関するガイドライン」①なお書きにおいて、「成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する」と定められている。この規定は、一定の場合には事業の活動実績といったアウトプットに着目した指標を設定することを定めたものであり、成果指標を必ずしもアウトカムの数値指標のみとする必要はないことを示している。

したがって、目標値達成のアウトカムに関する成果指標のみならず、事業の実施状況を示すアウトプットに関する成果指標も併せて設定することを定められたい。

### (イ) 設定した成果指標及び目標値の情報共有について（指摘）

成果指標及び目標値の検討過程及び検討結果について、資料の閲覧及び質問を実施したところ、資料はない旨の回答をした事業の担当者が多かった。また、各課単位でフォルダにデータ格納しているものの、フォルダ内の整理がなされていないため、事業の担当者が適宜に確認できない状況にある所管課があった。

成果指標及び目標値を達成するために、事業の取組方針や取り組むべき実施内容は定められることから、担当者は、成果指標及び目標値の設定に係る根拠を正しく理解する必要がある。

しかし、担当者は定期的に異動するため、成果指標及び目標値を設定した担当者とは異なる担当者が事業を遂行することになる。仮に、成果指標及び目標値を設定した根拠が正しく引き継がれなかった場合、事業の目標にそぐわない内容の取組を実施するおそれがある。そのため、当事業の成果指標及び目標値を設定した根拠となる文書等は引き継がれる必要があるにもかかわらず、根拠資料がない、あるいは事業の担当者が適宜に確認できない現状は問題と考える。

そのため、事業の成果指標及び目標値の設定に係る考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等は、書面や電子的記録等に記載するとともに、適切に情報共有されるよう、根拠資料に関する保管ルールを定めることが必要である。

### (ウ) ロジックモデルに基づいた計画の策定、自己評価及び見直しの検討について（意見）

今後の取組方針に関するものでは、5事業において指摘及び意見を抽出した。

現教育行政計画の自己評価は、**図表 3-1-3**の「政策評価の実施に関するガイドライン」⑥の定めに準じて実施している。

図表 3-1-3

#### 2 評価の方式

##### (2) 実績評価方式

- ⑥ 目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う。また、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や目標に対する最終的な実績等を総括し、目標がどの程度達成されたかについて評価し、必要に応じて、評価対象政策や次の目標期間の目標設定の在り方について見直しを行う。

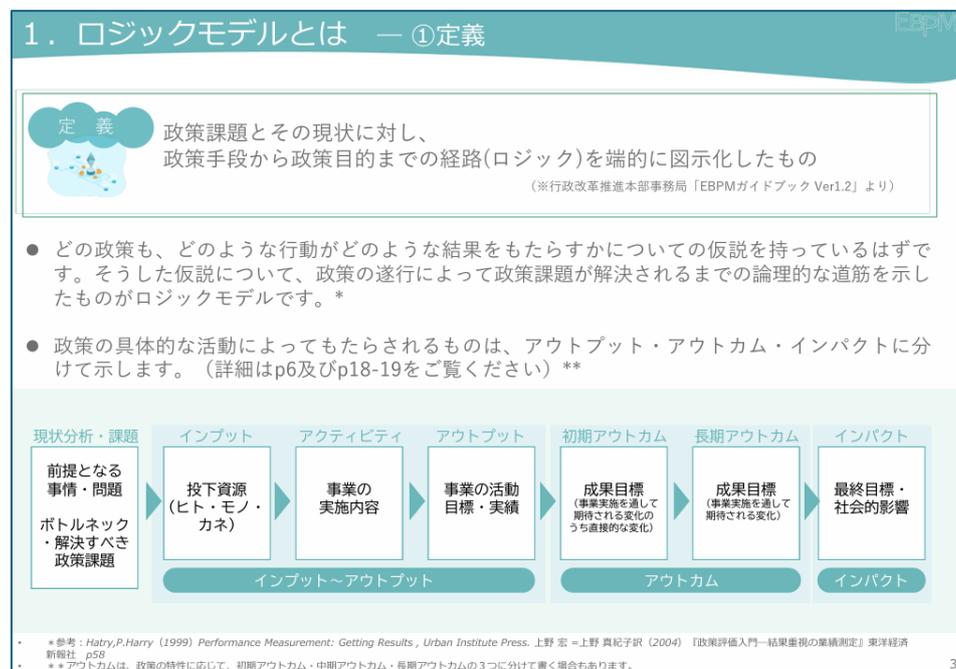
出典：政策評価の実施に関するガイドライン（令和5年3月31日一部改正）

しかし、第4 3 (3) イ 成果指標の目標値達成のためのロードマップについて（指摘）のとおり、事業に係る取組の全体像をまとめたロードマップは作成していない事例、あるいは第4 3 (4) ア 自己評価に対する今後の取組方針について（指摘）のとおり、自己評価がランクダウンしているにもかかわらず、今後の取組方針が前年度と同じ内容となっている事例があった。このように、事業全体で計画的に取組を行っていない、又は自己評価を次年度以降の取組に適切に反映できていないことは好ましくない。

この点、国は、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするEBPM（Evidence-Based Policy Making、証拠に基づく政策立案）を推進している。具体的には、内閣官房行政改革推進本部事務局が、機動的で柔軟な政策形成・評価を実践する各府省庁に対する支援を行っており、2023年（令和5年）3月には、文部科学省大臣官房政策課政策推進室から「ロジックモデル」作成マニュアルが公表された。

ロジックモデルとは、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの経路（ロジック）を端的に図示化したものであり、図表3-1-4のとおり整理されている。

図表3-1-4



出典：「ロジックモデル」作成マニュアル（2023年3月 文部科学省大臣官房政策課政策推進室）

このロジックモデルを用いれば、**図表 3-1-3**の「政策評価の実施に関するガイドライン」⑥が定める「目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う」ことが、事業全体について漏れなく、かつ論理的に可能になると考える。

また、作成手順に従えば、アウトカムのみならず、アウトプットの成果指標が設定されるとともに、その考え方を根拠として残すこととなる。それにより、前述した**図表 3-1-5**の問題が解決できる。

**図表 3-1-5**

意見・指摘	問題点
9 頁（ア）アウトプットの成果指標の設定について（意見）	アウトプットに着目した成果指標が少ないこと。
11 頁（イ）設定した成果指標及び目標値の情報共有について（指摘）	事業の成果指標及び目標値の設定に係る考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等が、書面や電子的記録等に記載されていないケースがあること。

そのため、重点事業から、ロジックモデルに基づいた計画の策定、自己評価及び見直しを検討されたい。

## 2 学校規模の適正化

### （1）公立小中学校の統廃合について文部科学省が示す方向性

少子化の急速な進行により、学校を一定の規模に維持することに、いかに取り組んでいくかは全国的な課題となっているところである。そうした状況の中、文部科学省は、平成 27 年に取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を基に、小中学校の統廃合の検討を進める地方公共団体に対してポイントをまとめた「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」を令和 7 年 3 月に公表している。

「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」では、12 学級未満の小学校について、対応の目安を示している。このうち、1～5 学級は「複式学級が存在する規模」として、「学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。」としている。

## (2) 市における学校規模の適正化に関する議論の状況

市では平成20年3月に「学校規模の適正化に関する基本方針」を策定し、学校規模の適正化に向けた取組を開始した。その取組の結果として、平成22年3月に藤沢小学校、平成24年3月に築羽小学校が閉校となっている。

その後、平成27年度施政方針において、「地域が具体的に定住対策に取り組む場合に、統廃合対象の小学校を存続させる」と明記され、学校統廃合の検討は一時休止となっていた。

一方で、中山間地での児童生徒数の減少に歯止めが効かず、令和5年度から「学校規模の適正化に関する基本方針」の改定の検討を開始し、令和6年度においては、学校規模の適正化に関する専門部会を立ち上げ、4回にわたり協議を重ねているところである。

なお、平成27年度から令和6年度までの学校規模の変化は、**図表 3-2-1**のとおりである。

図表 3-2-1

年度・学校種		平成27年度		令和6年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校数	11学級以下の学校	75	27	75	28
	単式学級の学校	38	11	40	12
	複式学級の学校	23	4	19	4
	全校30人以下の学校	9	0	14	0
		6	0	8	0

※平成27年度及び令和6年度は5月1日時点

※特別支援学級を除いて、単式学級は、小学校で6学級、中学校で3学級

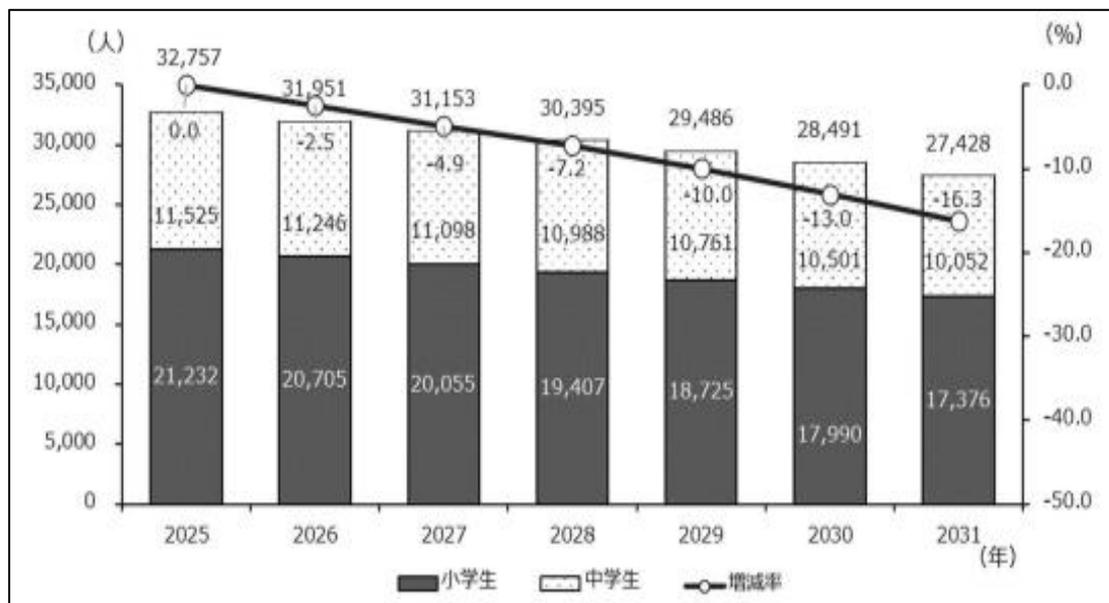
複式学級は、小学校で5学級以下、中学校で2学級以下

出典：教育政策課資料から監査人が作成

令和6年度に至る10年間において、複式学級の小学校数が増加している状況がある。

少子高齢化の社会において、生徒数及び児童数は今後更に減少していくことが想定される。2031年（令和13年）までの生徒数・児童数の減少予測は、**図表 3-2-2**のとおりである。

図表 3-2-2



出典：第5次豊田市教育行政計画（案）（児童数の推計）

図表 3-2-1 のとおり、令和6年度における複式学級の小学校は14校である。また、図表 3-2-2 のとおり、児童数は順次減少していくと予想されることから、複式学級の小学校数は現状より増加していくはずである。

そのため、複式学級の小学校に対して早急に対策を講じなければならない状況にあるといえる。

ここで、5学級以下の小学校を「過小規模校」と定義して意見を記載する。

### （3）早急に検討が必要と考える事項

#### ア 中長期計画の策定について（意見）

前述のとおり、市は、令和6年度において学校規模の適正化に関する専門部会を立ち上げ、4回にわたり協議を重ねているところである。

複式学級の小学校が今後増加していくことは間違いなく、過小規模校への対応は待ったなしの状況にあるといえる。

早期に学校規模の適正化に向けた中長期計画を策定し、学校関係者・保護者・地域コミュニティとの協議を開始する必要がある。

一例ではあるが、図表 3-2-3 の視点を持って中長期計画の策定に当たる必要があると考える。

図表 3-2-3

視点	検討内容
コミュニティ単位	<p>市はコミュニティ単位に中学校1校を基準に設置している。そのため、学校規模の適正化に向けては同一中学校区内での統廃合等が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育の導入</li> </ul> <p>また、中山間地における小学校が対象となることが想定されるため、交通状況の把握が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学時間の把握</li> <li>・スクールバス利用の場合のコスト試算</li> </ul>
学校施設の長寿命化計画	<p>学校の統廃合を検討するに際しては、学校施設の長寿命化計画を把握し、統廃合の可能性のある学校の今後の維持・更新のコストを試算する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の長寿命化計画と学校の統廃合計画との連動</li> </ul>
他の公共施設との複合化・共有化	<p>市では、浄水交流館と浄水中学校の合築事例を有しており、施設の共有による維持管理コストの節減、児童生徒と交流館イベントとのコラボレーションといった有意義な取組がなされているところである。検討に織り込むことができれば有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の公共施設との共有化ができるか検討</li> <li>・共有化や複合化に係るコスト試算</li> </ul>
保護者や地域住民との合意	<p>学校が地域コミュニティの核を担っており、学校がなくなることへの忌避感が高まることが想定されるため、不安解消に向けた取組が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地を地域コミュニティが生かせるよう提案</li> </ul>
過小規模校の維持	<p>学校の統廃合は、いかなるケースにおいても必要となるものではなく、地理的要因等を理由に過小規模校を維持することが望ましいケースも想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の統廃合を進める地区、過小規模校を維持する地区の早期明確化</li> </ul>

複式学級である過小規模校の解消は、学校規模の適正化における喫緊の課題であり、早急に中長期的な展望に立った計画を策定されることを検討されたい。

## イ 部局横断的な検討体制の構築について（意見）

学校は、教育の場であると同時に、防災拠点や地域の交流の場といった機能を果たしている。各地方公共団体が学校の適正規模・適正配置に関する計画を策定するに際しては、学校関係者・保護者・地域住民の理解を得た上で話を進める必要がある。

しかし、学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設との複合化といった視点は、教育部の所管課のみで検討することはできない。また、中山間地が多い市の特性として、中山間地における定住施策、個別施設の有効活用といった取組が展開されており、これらを一体のものとして部局横断的な検討が必要となることを文部科学省も示しているところである。

市としては、学校規模の適正化を進めるに当たって、初動の計画段階において、関係部署から人員を配置し部局横断的なチームを構成することを検討されたい。

## 第4 監査の指摘及び意見（各論）

第1 7（3）監査手続のとおり、監査対象とした現教育行政計画の事業については、2023年度（令和5年度）時点の事業課題及び今後の取組方針、令和6年度の主な取組等の概要を把握した上で、関連資料の閲覧と所管課に対する質問、必要に応じて現地視察を実施した。

ここで、各所管課の事業ごとに監査の結果又は意見を述べることとする。

### 1 教育政策課

#### （1）奨学生交付金事業

##### ア 選考基準の見直しについて（意見）

当事業は、「高校生や大学生等の家計状況を把握し、選考基準を検討する」ことを今後の取組方針としていたが、令和6年度中に見直しの方向性を決めることができていない状況であった。

その理由として、日本学生支援機構の貸与奨学金の家計基準に準じた選考基準となっていることが挙げられる。なお、「豊田市支給奨学生のしおり」によれば、現在の家計についての選考基準は図表4-1-1に示す式により算出された値に基づいて判断している。

図表 4-1-1

「世帯員全員の所得金額」－「特別控除額」
「収入基準額」

出典：令和6年度 豊田市支給奨学生募集のしおり

同機構の選考基準は令和5年度に変更されているが、市として算定方法の見直しによる影響や物価高騰の反映方法などについて、シミュレーションが十分にできていない状況にある。

近年の物価高騰で進学を断念せざるを得ない学生が存在する可能性を鑑みると、必ずしも日本学生支援機構の貸与奨学金の家計基準に準じた選考基準とする必要はないと考える。

例えば、物価上昇分だけ「特別控除額」を増額する等、新たな選考基準の検討を進められたい。

## 2 図書館管理課

### (1) 子どもの読書活動推進事業

#### ア 成果指標の設定について（意見）

当事業の成果指標は、小学生、中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合（本には、電子書籍を含むが、教科書は含まない。）及び調べる・伝える学習コンクールへの応募点数が設定されている。

成果指標の推移は、小中学生の過去1か月に本を読んだ子どもの割合及び調べる・伝える学習コンクールへの応募点数が、令和4年度と比較すると令和6年度は減少しており、目標値の達成が厳しい状況にある。

中央図書館及びこども図書室は、平成29年4月から、(株)図書館流通センターを代表者とするTRC・ホームックス共同企業体が、図書館サービスの提供、図書館資料の管理等の図書館活動を実施する指定管理者となっている。

当事業の取組について、指定管理者から提出された令和6年度の事業計画書及び年度報告書を読覧した。その結果、計画どおりに実施していることを確認した。

事業評価に当たっては、目標値が達成できたかだけでなく、市が適切に事業を実施したかも重要と考えるが、これらの取組実績は、成果指標として設定されていない。そのため、目標値達成のアウトカムに関する成果指標のみならず、事業の実施状況を示すアウトプットに関する成果指標も併せて設定することを検討されたい。

## イ 小中学生の不読率の改善に向けた取組について（意見）

ア 成果指標の設定について（意見）のとおり、計画どおりに主な取組を実施しているが、目標値の達成が厳しい状況にある。

このうち、小中学生の不読率（過去1か月に本を読んだ子どもの割合の逆数）の改善については、学校図書館司書等と連携して子どもたちの発達段階に応じた適切な資料を用意し、学校での活用を更に推進するため、後述の（6）子どもと本をつなぐ人材育成支援事業の学校図書館司書の授業等への支援回数を増やす方法が有用と考えられる。

この点、平成24年度から、学校図書館司書を全学校に配置し、児童生徒とふれ合う機会を増やしているが、現状、各学校の巡回は週1～2回が限界であり、これ以上の支援は困難ということである。

学校図書館司書の配置時間増加や人員確保を計画、予算化については教育センターの所管ということであるため、所管課は、増員を要請されたい。

## ウ 調べる・伝える学習コンクールについて（意見）

中央図書館は、様々な情報を活用した調べ学習を通じて、市民に「主体的に学び、考え、判断し、表現する力」を育んでもらうため、「豊田市学校や地域の図書館を使った調べる・伝える学習コンクール」を実施している。

当コンクールは、令和7年度で第13回を迎え、またコンクールへの参加を促すため、年間を通して「調べる・伝える学習応援講座」を実施しており、調べる学習を重視していることがうかがえる。

しかし、令和6年度の総応募点数は4,520点と、令和5年度の5,397点から大きく減少したが、これは、県立高校からの応募がなくなったことによるものということである。

現状、総応募点数を成果指標としており、今後もこれを成果指標とするのであれば、市内の県立高校へ継続的に参加を要請することが望まれる。

## （2）中央図書館大規模改修事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### (3) 中央図書館管理運営事業

#### ア 貸与備品の管理について（意見）

豊田市中心図書館の管理運営等に関する基本協定書第11条第2項は、指定管理者は、貸与備品等を善良な管理者の注意をもって管理する旨を定めている。そのため、備品一覧と現物の照合を実施した。その結果、長期間にわたって使用されていない備品を3点検出した。

盗難や私的利用といった資産を流用する不正リスクを回避する観点から、今後も使用可能性がない、又は使用できない備品については、教育委員会に返却する方向性で検討されたい。

### (4) 図書資料デジタル化事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### (5) 図書資料の充実と環境整備事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### (6) 子どもと本をつなぐ人材育成支援事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### (7) 平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置等の状況

市では、平成23年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

過去の包括外部監査における措置状況を確認し、適切な措置が実施されているかについて検証した。

ア 図書延滞への対応

イ 図書購入先の適宜見直し

ウ 禁帯出資料の点検

エ 図書除籍の判断基準の明確化

オ 業務委託の業者選定

カ 利用期間が長期になる情報機器等の契約

上記6項目の意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

### 3 学校教育課

#### (1) 「主体的・対話的で深い学び」推進事業

##### ア 成果指標の項目及び目標値について（指摘）

当事業のめざす姿は、「教員による指導方法の工夫・改善が活発に行われ、児童生徒の『主体的・対話的で深い学び』が実現している」ことである。

現教育行政計画における成果指標の「主体的・対話的で深い学び」の視点による指導方法の工夫・改善を行っている学校の割合については、目標値を小学校は90.0%、中学校は85.0%と設定している。これは、当事業のめざす姿である「指導方法の工夫・改善」を行わない学校の存在を許容するものであり問題と考える。

そのため、当成果指標の目標値は100%に設定すべきである。

##### イ 学力向上授業モデルの課題や改善点の引継ぎについて（意見）

学力向上授業モデルは、16名により構成される学力向上推進委員会で検討、決定されている授業プランである。毎年テーマを定めて作成しており、作成した学力向上授業モデルは、学力向上推進委員会の委員が在籍している学校での実践を基に検証した上で、各学校に対して授業プランとして提案している。

学力向上推進委員会は、委員は最長2年間、また学校教育課の担当職員は1年単位で交代となるが、当委員会のメンバーが顔を合わせるのが年に3回のみである。当委員会の実施状況について、担当者へ確認したところ、定めたテーマに沿った学力向上授業モデルを作成、確認はするものの、過年度に作成した学力向上授業モデルについては特段議論していないということであった。そのため、実際に学力向上授業モデルを活用した現場の声に基づく課題や改善点の引継ぎが行われていない状態にある。

学力向上授業モデルの内容を年々よりよいものにするため、良かった点や課題、改善点等の現場からのフィードバックを反映する引継ぎを行い、その結果を記録として管理されたい。

## ウ 取組実績である学力向上授業モデルの活用回数に対する対応について (意見)

学力向上授業モデルの活用回数は、学校ごとでばらつきがある。担当者に令和5年度の学力向上授業モデルの利用回数実績を確認したところ、小学校で利用回数が最も多かった学校は60回に対して、最も少なかった学校は4回であった。また、中学校では、利用回数が最も多かった学校は53回に対して、最も少なかった学校は1回であった。

しかし、学力向上授業モデルの利用回数が極端に少ない学校に対して、市としてその原因のヒアリングや指導を追加で実施はしていない。その理由は、必ずしも「活用回数が少ない」＝「授業改善ができていない」ということに直結するわけではないからということであったが、当事業の事業課題には、学力向上授業モデルの活用度を高めていくことを掲げている。それにもかかわらず、利用回数が極端に少ないことは、「主体的・対話的で深い学び」を促進することができない要因となり得る。

そのため、市は、学力向上授業モデルの利用回数が少ない学校に対して、その原因のヒアリング等を行い、活用回数の底上げを図ることが望ましい。

## (2) ICT活用・整備推進事業

### ア 教員によるICT活用事例の共有について(意見)

当事業のめざす姿は、「ICT機器の整備が進められ、子どもたちがICTを活用することにより、個別最適な学びと、協働的な学びが一体的に充実している」ことである。市は、全児童生徒にタブレット端末を配布しており、ICT機器の利用環境は既に整っている。その状況下で当事業のめざす姿を達成するためには、ICTを活用した授業が必要不可欠であり、そのためどの教員の授業でもICTを活用できるようにする必要があると考える。

市では、教員のICT研修をプログラム化しており、「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用していると回答した教員の割合」については、小学校・中学校ともに約90%となっている。現教育行政計画の実施期間において、教員によるICT活用が浸透してきているといえる。

今後、更なるICTの活用を図り、個別最適な学びと、協働的な学びをより充実させるためにも、市は、各学校から活用事例を収集し、好事例については事例集の作成、集合研修の開催等の手段で、情報共有を図ることを検討されたい。

### (3) きめ細かな教育推進事業

#### ア 事業の成果指標と取組との齟齬（そご）について（意見）

当事業の取組の1つとして、小学校においては、小学1・2・3年生を対象に、准教員及びサポートティーチャーの配置を進めている。また、中学校においては、中学2・3年生を対象に、准教員及び少人数学級対応非常勤講師の配置を進めている。

一方、当事業の成果指標である「学習内容を理解していると考える児童生徒の割合」は、市が行っている「教科等に対する意識調査」のアンケート結果を利用しており、小学校については小学5年生、中学校については中学2年生を対象としている。中学校については、当取組の実施対象である中学2年生がアンケートの対象にもなっているが、小学校については、当取組の実施対象である小学1・2・3年生ではない小学5年生がアンケートの対象となっている。当取組の実施対象である小学校低学年とアンケートの対象である小学校高学年では、思考の成長度や感じ方に違いがあるといえる。

したがって、小学校については、アンケートの対象を当取組の実施対象となっている小学校1・2・3年生とすることを検討されたい。

#### イ 成果指標の目標値達成のためのロードマップについて（指摘）

当事業においては多額の費用が充てられており、現教育行政計画の重点事業の1つに位置付けられている。担当者に確認したところ、当事業に係る令和4年度から令和7年度までの取組の全体像をまとめたロードマップは作成していないということであった。

取組のブラッシュアップを図っていくために、ロードマップを作成するとともに、定期的に取り組の成果を確認し、見直しを図るプロセスは欠かせないといえる。

教育の特性から、事業のロードマップを作成することが馴染まない事業もあり、特に当事業は国県の動向や人材不足などの外部要因により見通しを立てることが困難な側面がある。しかし、少なくとも重点事業については、当事業全体の具体的な取組内容を示したロードマップを作成する必要がある。当事業の目標値達成に向けて、外部要因を考慮しながら取組内容の見直しを図り実行していくといったプロセスを取り入れるよう、令和8年度を始期とする第5次豊田市教育行政計画から改善されたい。

#### ウ 少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの月度の就業実績確定に係る承認について（指摘）

少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの日々の就業実績は、就業記録票に記録される。就業記録票は、月度ごとに小中学校の校長が承認印を押印した上で、学校教育課へ提出される。学校教育課では、担当者が全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業記録票における就業実績を確認し、不備があれば、各小中学校へ問合せを行い、不備がなければ、報酬の基となる就業実績を人事課へ提出するために、担当者が人事システムへ就業実績を入力している。

現状、報酬の基となる就業実績を学校教育課から人事課へ提出するに当たり、全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績に対する学校教育課担当者による確認行為はあるが、学校教育課としての承認行為がない。

一方で、外国人児童生徒等教育事業における学校日本語指導員については、報酬の基となる就業実績を学校教育課から人事課へ提出するに当たり、「〇月 日本語指導員の就業記録の確定について」の書式に基づいて、月度の全ての学校日本語指導員の就業実績確定に係る学校教育課としての承認行為が行われている。

全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績を学校教育課から人事課へ提出することにより、当就業実績に基づいて報酬が支払われることになるため、学校教育課としての月度の全ての少人数学級対応非常勤講師及びサポートティーチャーの就業実績確定に係る承認行為が必要と考える。

したがって、勤務データを取り込む前に学校教育課の承認を得るよう、マニュアルにも明記して改善されたい。

#### （４）いじめ・不登校対策事業

##### ア 自己評価に対する今後の取組方針について（指摘）

事業目的の達成状況に対して市が行った自己評価は、令和４年度は「A」（注）であったが、令和５年度は「B」（注）へとランクダウンしている。担当者によれば、学校内に、「校内はあとラウンジ」を設置したものの人が配置できていない、また、取組方針を定めたが十分に実施できていない等、改善や改良ができる点が多くあることがその理由である。

しかし、自己評価がランクダウンしているにもかかわらず、今後の取組方針が前年度と同じ内容となっている。担当者に確認したところ、取組方針に問題はないが、その取組内容の質の向上を図る必要があると判断した

ためということであった。また、不登校児童数の増加も自己評価をランクダウンすべきと判断した背景にある。

現状の取組方針において不登校児童数が増加しているのであれば、取組方針は前年度の引継ぎではなく、新たな取組方針を設定するよう検討する必要がある。

(注) 自己評価の定義は、次のとおりである。

「A」：今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

「B」：事業内容や事業手法に改善を行う余地があり。より一層の効率化やコスト削減、成果向上に努める必要がある。

#### イ 物品購入等依頼事前チェック票への押印の徹底について（指摘）

令和6年度の当事業に係る事業費から任意に28件抽出して、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）に基づく事務がなされているかについて確認したところ、承認の押印漏れ及びチェック欄の記入漏れが1件検出された。

具体的には、《物品購入等依頼事前チェック票》の左上の案件作成者以外の1次検討者等用の承認印の欄に印鑑が押されていないものが発見された。また1か所□欄に✓や該当なしを示す「－」も何も記載されていない項目があった。

実質的な作成時の確認及び承認はされているため、指定された承認印などを徹底し、確認ができている証憑（しょうひょう）を残しておく必要がある。

#### ウ 支払一覧表への決定者確認印について（指摘）

報償費の支払は、毎月各相談員の稼働時間に対する報酬が計算され、1か月分の報酬費を集計し、担当者及び決定者による確認及び確認印が押される。

令和6年6月分の中学生に対する心の相談員の報酬費に係る支払一覧表を確認したところ、担当者印は押されているものの、決定者確認印の箇所への押印がなかった。

紙面上は担当者によるチェックマークは確認でき、決定者以外の者による押印もされていたため、複数による確認はされていることが推察されるが、決定者による確認及びこれを実施した証跡である押印を残す必要がある。

## エ ふれあい指導員の採用について（指摘）

市は、ふれあい指導員という学生ボランティアを採用しており、具体的な活動内容は次のとおりである。

- a パルクはあとラウンジにて、児童生徒の話し相手になったり、興味関心のある活動を行ったり、学習を支援する。
- b スポーツ、集団遊び、創作活動、野外活動などの体験活動に、児童生徒と共に参加する。

ふれあい指導員は、事前説明会の後に希望者が登録すれば採用となり、面接等による選考は行われていない。

近時、教員等の学校関係者による児童生徒が被害者となる事件が発生しており、児童生徒と密に接する人物が面接等による選考を経ることなく、ふれあい指導員として採用されていることは、児童生徒の安全を脅かすリスクがあり問題と考える。

そのため、面接を必ず行う等の選考ルールを設定し、児童生徒と接する人物として適任かについて検討する必要がある。

## オ ふれあい指導員に対する報償金について（意見）

ふれあい指導員が活動を行った際に支給される報償金が、1時間当たり1,000円で計算されている。ふれあい指導員は有償ボランティアの立場であるため、支払われる報償金は労働の対価として支払われる時間給とは異なる。そのため、愛知県の令和7年10月時点の最低賃金1,140円を遵守する必要はないと思われる。

一方で、有償ボランティアの人員数は比べると令和5年度の9人が最多であり、その後令和6年度は7人、令和7年度は5人と減少している。

最低賃金が毎年引き上げられている中、報償金を引き続き1時間当たり1,000円を維持した場合、今後ふれあい指導員の継続的な確保が困難となる可能性があるため、報償金の額を見直すことが望まれる。

## （5）特別支援教育推進事業

### ア 特別支援教育アドバイザーの後任者について（意見）

特別支援教育アドバイザーが専門家として各学校への相談支援を行っている。令和5年度の968回から令和6年度は1,063回と訪問件数も増えており、事業課題を遂行している。

特別支援教育アドバイザーは、特別支援学校管理職経験者が務めてお

り、現在、5人体制で各学校からの要請に対して訪問相談を行っているが、現任者以外で特別支援教育アドバイザーを務められる人員が確保できていない。

当事業の達成には、特別支援教育アドバイザーの人材確保が不可欠であるが、これまで紹介により人材を確保してきたため、市として人材を増やすための具体的な施策がとられていない。

現在の5人体制で学校からの相談には対応できているということであるが、欠員が生じた際には現状のサポートを継続することが困難になる可能性がある。そのため、市は、キャリアプランとして特別支援教育アドバイザー制度があることを含めて、今後担い手になり得る人材に対する周知を行うことを検討されたい。

#### **イ 学級運営補助指導員の採用について（指摘）**

市は、学級運営の補助、身辺自立支援及び学習指導上の補助のサポート業務を担う学級運営補助指導員を採用しており、青少年相談センターが、要望のあった学校へ配置している。

学級運営補助指導員は、教員の資格がなくても、年に1回の登録会で仕事内容を知ってもらい、希望者が履歴書を提出すれば登録が完了する。現状では、面接等による選考は行われていない。

近時、教員等の学校関係者による児童生徒が被害者となる事件が発生しており、面接等による選考を経ることなく登録された学級運営補助指導員が、日常的に学校へ出入りし、児童生徒と接することが可能な状況は、児童生徒の安全を脅かすリスクがあり問題と考える。

そのため、面接を必ず行う等の選考ルールを設定し、児童生徒と接する人物として適任か検討する必要がある。

#### **ウ 特別支援教育アドバイザーの利用について（意見）**

特別支援学級を有す学校において、令和6年度において一度も特別支援教育アドバイザーの利用実績がない学校が20校存在する。

担当者によれば、各学校からの訪問の依頼を受けたものの、人員不足を理由により断った事実はなかったということであるが、特別支援教育アドバイザーを1年間で1度も利用しなかった理由についての調査は行われていない。

学校が利用をしなかった理由が、特別支援教育アドバイザーの利用の必要性がなかった場合であれば問題はないが、制度を認知できていなかったために利用しなかった場合は問題である。

そのため、市として利用をしていない学校に対して、定期的に理由の確認を実施することが望ましい。

## (6) 外国人児童生徒等教育事業

### ア 学校日本語指導員の移動時間の取扱いについて（意見）

学校日本語指導員のうち、複数の学校において、日本語指導に当たる者は、1日の間で学校間を移動することになるため、移動時間が発生するが、就業記録票を確認したところ、移動時間は就業時間とはされていないかった。

担当者へ質問したところ、令和6年度以前においては、移動時間は一律労働時間としていなかったが、令和7年度から、学校日本語指導員の移動時間については一律労働時間を含むものとして取扱いを変更しているということであった。

労働時間は、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、移動時間が使用者の指揮命令下に置かれている時間に該当する場合には、労働時間としなければならない。当該事案の場合、学校間の移動が次の学校での日本語指導のために必要な業務であるなら、学校間の移動時間は労働時間となる可能性がある。

そのため、所管課において、移動時間が発生する他の業務の洗い出しを行い、移動時間が就業時間に含まれているかについて、早期に確認することを検討されたい。

## (7) WE LOVE とよた教育プログラム推進事業

### ア WE LOVE とよた教育プログラムの効果測定について（意見）

当事業では、子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むために、関係課等と連携して教育プログラムを作成することを柱の1つとしている。教育プログラムは、当事業の成果指標の1つでもあり、毎年度20本程度を作成し、現教育行政計画の最終年度である令和7年度には、100本の教育プログラムを作成することを目標としている。

教育プログラムは、子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むためのものであり、作成した教育プログラムを実践した後には、当目的に沿ったものであるか否かの効果測定を行い、必要な教育プログラムの更なる活用を行う必要がある。

効果測定については、教育プログラムを企画提案した関係課が実施しているが、学校教育課との情報共有が十分に行われていない。

したがって、教育プログラム実施後に、関係課が効果測定を実施し、学

校教育課との情報共有を図る場を設ける等、今後の教育プログラムの向上につながる体制づくりを検討されたい。

#### イ 成果指標「市内の教育資源を活用した学年の割合」について（意見）

当事業の成果指標の1つである「市内の教育資源を活用した学年の割合」は、豊田市内に存在する教育資源を活用し、子どもにとって魅力的な授業を実施することを目的としている。現教育行政計画の最終年度である令和7年度の当成果指標の目標値は100%としている。

市内に存在する教育資源には、市内の図書館、税務署、警察署等の施設のほか、例えば、市内の山、川、木などの自然も教育資源に該当することになる。教育資源の範囲は広範であるため、市内で授業を実施すれば、必ず教育資源を活用したことになり、成果指標の割合は、100%以外にはならないと考えられる。

成果指標の役割は、達成度の測定、改善点の抽出、次の行動の誘導等が挙げられ、改善余地があるからこそ指標としての意味があると考えられる。常に100%の成果指標の場合、改善や努力が生まれにくいと考えられるため、実効性のある教育が行われない可能性がある。

したがって、実効性のある授業となるように、成果指標を見直すことを検討されたい。

### (8) コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業

#### ア 成果指標の目標値達成状況について（意見）

当事業の成果指標は、「中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合」及び「学校の活動にボランティアとして参加した人数」であり、現教育行政計画の最終年度である令和7年度の各成果指標の目標値は、それぞれ100%、5,500人としている。

成果指標の1つである「中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合」は、目標値が100%であるのに対して、令和5年度における実績は、小学校17.1%、中学校21.4%であり、目標値から大幅に下方離している。

これは、中学校と地域コミュニティとの教育目標の共有を目標としているにもかかわらず、実績値は小学校教育と中学校教育の連携がとれているとした割合になっており、目標値と実績値が整合していない。

そもそも、中学校区単位でコミュニティ・スクール会議は定期的実施されていることから、当該実績値は必ず100%となり、目標値としての意

味を持たないといえる。

中学校と地域コミュニティとの情報共有は問題なく行われているといえることから成果指標からは除外し、今後は「学校の活動にボランティアとして参加した人数」のみを成果指標とするか、新たな成果指標を設定して事業に取り組まれることを検討されたい。

#### **イ 地域コーディネーターの活動時間数の予算設定について（意見）**

当事業を推進するに当たって、地域コーディネーターは、地域と学校のパイプ役として、その地域における学校の支援・補助を行い、地域と学校の連携を図る上で重要な役割を担っており、当事業の事業費の大半が地域コーディネーターの活動謝金に充てられている。

地域コーディネーターの活動時間数は、小中学校1校当たり、一律400時間を上限として予算を設定しているが、現在の市は、多数の町村と合併しており、学校間において、児童生徒数や地域特色が大きく異なることから、地域コーディネーターの活動に要する時間数も学校によって異なるはずである。

市から提出された資料により、令和6年度における地域コーディネーターの活動時間数を確認したところ、学校間で活動時間数が大きく異なっていた。そのため、活動時間数の予算設定について、小中学校1校当たり、一律400時間を上限とすることは、当事業の目標である「コミュニティ・スクールにおいて、学校間及び学校と地域が一体となった、地域ぐるみによる教育が効果的に実施されている」の達成において、妥当ではないと考えられる。

したがって、地域コーディネーターの活動に多くの活動時間数を要する学校には、多くの活動時間数が充てられるべきである。

例えば、過去数年間の実績による平均活動時間数などを考慮し、各学校の実情に合わせて、地域コーディネーターの活動時間数の予算編成を検討されたい。

### **(9) 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業**

#### **ア 成果指標「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数」について（意見）**

当事業は、「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数」と「時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合」の2つを成果指標としている。

1つ目の成果指標である「地域の力を活用して休日の部活動運営を改善

している中学校数」は、地域部活動指導者が休日部活動を指導する中学校数を指標としており、中学校の部活動の指導を学校から地域に展開させることを通じて、教職員の負担軽減に併せて子どもの活動機会の確保を図ることも狙いとしている。当成果指標は、各中学校の部活動のうち、1つの部活動でも地域部活動指導者が休日部活動を指導すれば、その中学校は成果として達成したことになる。現教育行政計画の最終年度である令和7年度の当成果指標の目標は、全中学校である28校としている。2つ目の成果指標である「時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合」について、教職員の多忙化を解消するために当割合の低下は急務である。そのため、2つ目の成果指標は、当事業の目標達成のために重要な成果指標であり、1つ目の成果指標は、2つ目の成果指標を達成するための手段であると考えられる。

令和4年度から令和6年度までの中学校における2つ目の成果指標の実績は40%台後半で推移しており、中学校の教職員の多忙化解消が急務であると考えられる。

中学校の教職員の多忙化の大きな原因の1つが部活動であるとする、一般的には、1つ目の成果指標を達成することにより、2つ目の成果指標の割合が低下すると考えられる。

しかし、令和5年度においては、1つ目の成果指標は目標値を達成しているが、2つ目の成果指標は令和4年度から微減に留まっている。これは、1つ目の成果指標が各中学校の部活動のうち、1つの部活動でも地域部活動指導者が休日部活動を指導すれば、その中学校は成果達成となるためであると考えられる。つまり、1つ目の成果指標が多忙化解消のための2つ目の成果指標と整合していないと考えられる。

次に、1つ目の成果指標に係る中学校の部活動数が2つ目の成果指標と相関関係にあるか否かを確認する。令和5年度から令和6年度にかけて、地域部活動指導者が休日部活動を指導した中学校の部活動数は31増加しているが、2つ目の成果指標の割合は微減に留まったため、多忙化の要因は、部活動だけではない他の要因にもあると考えられる。

したがって、多忙化の要因を再検討した上で、1つ目の成果指標は、2つ目の成果指標である教職員の多忙化解消につながる成果指標とすることを検討されたい。

## イ 時間外在校等時間が 80 時間超の要因分析について（意見）

当事業では、時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員について、45 時間を超える要因を教育委員会が定める 10 項目から回答させるアンケートを実施している。このうち、80 時間を超える教職員については、各小中学校の校長と面談することになっているが、現状、学校教育課では、校長が面談で得た時間外在校等時間 80 時間を超えた要因の集約を行っていない。

厚生労働省の定める脳・心臓疾患の労災認定基準は、**図表 4-3-1** のとおり定められており、時間外在校等時間が継続して 80 時間を超えると疾患の可能性が高くなると考えられる。

図表 4-3-1

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価
労働時間
発症前 1 か月間に 100 時間
または
2～6 か月間平均で月 80 時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働
一定の労働時間以外の負荷要因

出典：血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について（厚生労働省労働基準局長 令和 5 年 10 月 18 日）を要約

学校教育課において、各教職員の時間外在校等時間が継続して 80 時間を超える要因分析を実施することにより、過労死や精神疾患のアラートをいち早く把握することが可能になると考えられる。

したがって、時間外在校等時間 80 時間を超える教職員に対して実施している校長の面談結果を集約し、要因分析が可能な体制の構築を検討されたい。なお、情報の集約に当たり、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いには十分に配慮する必要がある。

## (10) 学び続ける教員の育成推進事業

### ア 取組内容と成果指標の関連性について（意見）

当事業の目的は、「人材育成プランに示されたキャリアステージに応じた教員研修が実施され、高い指導力と学ぶ意欲を持った教員を育てる」ことである。そして、目的達成のため、各教員はキャリアステージシートの作成や、受講した研修履歴のポートフォリオを活用し、校長との面談でアドバイスの助言を受けている。また、各教員が自律的に研修受講できるよ

う、動画配信等のオンライン研修を充実させている。

当事業では、現教育行政計画における成果指標として、全国学力・学習状況調査の次の2項目を設定している。

- a 「授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていますか」の問いに「よく行っている」と回答する学校の割合
- b 「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」の問いに「行っている」「どちらかといえば行っている」と回答した学校の割合

成果指標の達成状況は、2項目とも目標値である全国平均を下回っている。

当事業の取組内容を担当者へ確認したところ、教員ごとにキャリアステージシートの作成を行うとともに、動画配信等の研修を含め自ら必要な研修を受講しているということであった。これは、成果指標bの「校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加」がなくとも、教員のキャリアステージシートの目的を達成することが可能なケースがあることを示している。そのため、現状の成果指標と当事業の目的達成のための市の取組内容との間に齟齬（そご）が生じている。

そこで、取組内容の実態を成果指標により反映するために、現状の成果指標に加え、キャリアステージシートの活用実績や動画配信等のオンライン研修を含む研修全体の受講履歴等も成果指標に加えることが望ましい。

#### (11) 中高連携事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

#### (12) 特色ある学校づくり推進事業

##### ア 成果指標の妥当性について（意見）

当事業の成果指標である「『特色ある教育活動を行っている』と回答した保護者の割合」は、保護者を対象としたアンケート結果に基づく割合である。

保護者の視点から、地域の文化や芸術に関わる活動、交流や勤労生産に関わる活動に関して評価してもらうことは重要なことである。一方で、特色ある教育を受けた児童生徒の視点が欠けているといえる。

児童生徒の満足度を確認するために、地域の文化や芸術に関わる活動、

交流や勤労生産に関わる活動を実施した後で、児童生徒にアンケートに回答してもらうことが望ましい。

以上より、「特色ある教育活動を行っている」と回答した保護者の割合に加えて、児童生徒へのアンケート結果に基づく満足度を成果指標にすることを検討されたい。

### (13) 英語教育の推進事業

#### ア 成果指標の設定について（指摘）

当事業は、英語教育実施状況調査の「授業における、児童生徒の英語による言語活動時間の割合が50%以上の学校」を成果指標としている。

当成果指標の項目は、令和6年度に英語教育実施状況調査からなくなったため、令和6年度は「実績値なし」となっている。代替の指標を設定せず、客観的な進捗状況に基づく当事業の自己評価ができてないことは問題である。

今後も事業達成の状況を把握していくために、継続的に測定可能な成果指標を設定する必要がある。例えば、児童生徒に対する言語活動時間に対するアンケートの結果や教職員に対する英語教育に関する研修時間やALTの配置人数の推移等を設定し、複数の視点から総合的に当該事業の達成状況を評価することが望まれる。

### (14) 貧困状態にある子どもへの支援事業

#### ア 成果指標の妥当性について（意見）

当事業の成果指標である「全児童生徒数における就学援助認定率」は、就学援助認定者数を全児童生徒数で除して算出される。就学援助が必要な児童には、就学援助を認定する必要があるため、その場合、就学援助認定率は高くなる。

就学援助認定率が高い場合、就学援助を必要とする児童に広く就学援助が行き渡っていると考えられるため、就学援助認定率は、市による就学援助制度の周知活動が十分に行えていることを判断する指標にもなり得る。

しかし、就学援助認定率は、市による周知活動以上に、外部の経済環境の影響を受けやすい指標であるため、市の周知活動を始めとした様々な取組が指標に反映されない可能性が高いと考えられる。

したがって、就学援助のために実施した取組内容を成果指標とすることを検討されたい。

#### (15) 道徳教育の推進事業

##### ア 成果指標の達成と事業取組の内容について（意見）

当事業は、教員が受講する初任者研修及び6年目研修の一部で、道徳科の授業の進め方について学ぶ機会を設けるとともに、教育研究会の道徳部会と連携して研修を行っている。そして、成果指標は、全国学力・学習状況調査の「道徳において児童生徒が自分自身の問題として捉え、考え、話し合うような指導の工夫をしていますか。」との問いに対して、「『よくしている』と回答した学校」としている。

現状、令和4年度から令和6年度にかけて未達の状況にある。これは、取組内容が、教員に対する年次研修の一部に道徳を取り込んでいるのみであることが要因と考える。

そのため、当事業の目標達成のために、道徳教育の支援事業独自の具体的な取組を検討することが望ましい。

#### (16) 子どもの体力向上推進事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### 4 学校づくり推進課

#### (1) 学校施設長寿命化改修事業

##### ア 事業概要と事業課題の相違について（指摘）

豊田市の学校施設は、建設から30年以上経過している建物が大半を占めており、平成20年度から保全改修（延命化計画：主に外装改修）を順次実施してきた。その後、文部科学省が「施設の目標耐用年数80年」を提唱したことを契機に、市でも学校施設の目標使用年数を80年としている。

そこで、市は、長期にわたる施設使用の推進に向けて、外装改修のみではなく、内装改修も含めた施設の長寿命化改修が必要であるとして、保全改修から20年経過した令和11年以降から長寿命化改修を当事業で実施する計画であった。

しかし、暑さ対策等の議論が活発化したことで、体育館・武道場空調設備整備を優先したため、長期にわたる施設利用の推進を目的とした従来事業の検討はストップしており、各施設の老朽化が進む現状となっている。

「より安全・安心で快適に学べる教育環境が充実している」を目標とする当事業は、現教育行政計画において市の重点事業に掲げられており、教育環境の整備充実は市民にとっても大きな関心事である。

長寿命化改修から空調設備整備へ事業内容の変更が生じた場合、コスト面等を検討した上で最善と判断した経緯や変更後の予定計画等について、市民の理解を得られるよう経緯を説明するとともに、今後の方針を明示するよう改善すべきである。

## (2) 学校施設保全改修事業

令和4年度に事業完了しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

## (3) 学校トイレ再整備事業

### ア 改修後施設のメンテナンスについて（意見）

市は、当事業において既に改修された施設について、その後の管理は各学校に任せ、定期的なメンテナンス契約は行っていない。

故障等の不具合が生じた場合には、修繕による事後対応で回復可能と考えられること及び法規定により定められていないことを理由としている。

これに対して、文部科学省のホームページ「トイレ改修を優先した施設整備方針」では、長期的なメンテナンス契約による予防的な維持管理の事例が紹介されており、学校ごとの状況を把握したプロの専門業者による定期的な清掃及び利用に関するアドバイスにより、コストの削減や快適な環境の維持といった効果が期待できるとしている。

そのため、修繕コスト低減につながる可能性を勘案して、定期的なメンテナンスの実施を検討するのが望ましい。

## (4) バリアフリー化整備事業

### ア 成果指標の目標値の未設定について（指摘）

令和6年度基本事業点検・評価シートを閲覧したところ、事業の進捗状況は「概ね予定通り」、自己評価は「A」（注）と記載されている。

当年度において、実施されたのは、小学校1校、中学校1校の計2校である。また、令和6年度までに実施済の学校数は、小中学校併せて70校であるが、小中学校におけるバリアフリー化整備工事を実施した学校数の目標値が記載されていないため、評価が適切かどうか判明しない。

市は、バリアフリー化を必要とする児童が就学することが明らかになった時点で、その対象となった学校においてバリアフリー化を実施するため、目標値を記載していないということである。

実際に目標値は設定されていない以上、客観的な進捗状況を導くことはできない。そのため、令和6年度基本事業点検・評価シート事業の進捗状

況は「概ね予定通り」、自己評価は「A」は客観性に欠けた評価といえる。

バリアフリー化は、防災上の見地及び児童生徒の利便性から計画的に整備されていく必要がある。市として、小中学校におけるバリアフリー化の整備計画を策定し、整備を促進するために、バリアフリー化整備工事を実施した学校数の目標値は設定すべきである。

(注) 自己評価「A」の定義は、次のとおりである。

今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

## イ バリアフリー化整備状況について（意見）

ア 成果指標の目標値の未設定について（指摘）のとおり、市は、バリアフリー化を必要とする児童が就学することが明らかになった時点で、その対象となった学校においてバリアフリー化を実施するため、全小中学校を対象とした目標は設定していない。実際の整備状況は、全103校中70校についての実施に留まっており整備率は約68%となっている。学校が地域コミュニティの防災施設を担っていることを考えると十分な整備率とはいえない。

特に整備未実施の学校33校（うち一部整備済12校含む）のうち、22校（うち一部整備済8校含む）が避難所に指定されており、これらについては、自然災害等に対する防災上の見地からも、早急に対応していく必要があったと考える。

そのため、防災上の観点から地域住民にとって緊急性の高い整備を優先することを織り込んだ整備のロードマップ作成を早急に検討する必要がある。

## ウ 現地視察の結果について（意見）

令和6年度のバリアフリー化整備対象であった保見中学校について、整備実施個所を視察し、その実施状況を確認した。

視察の結果、屋内運動場のトイレ入口には、段差が残されていた。

イ バリアフリー化整備状況について（意見）のとおり、バリアフリー化整備については、防災上の見地から早急な対応が必要となる。また、車椅子を利用する生徒が入学した場合、不便を強いることになる。

安全に、かつ安心して施設を利用するため、今後の改修において、防災上の見地等に配慮した施設整備を検討されたい。

#### (5) 小学校遊具再整備事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

#### (6) 若園交流館・若園中学校技術科棟改築事業

令和4年度に事業完了しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

#### (7) 校舎増築事業（中山小学校ほか）

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

### 5 保健給食課

#### (1) 学校給食による食育事業

##### ア 予定価格調書の作成誤りについて（指摘）

令和6年度の当事業に係る需用費から任意に10件抽出し、豊田市契約規則に基づく事務がなされているか確認したところ、予定価格調書の作成誤りが1件検出された。

具体的には、業者から徴収した参考見積書の単価と予定価格調書の積算単価の不一致であり、担当者によれば、単純な転記誤りということであった。

参考見積書は取引の実例価格を把握し、予定価格に反映するために徴収するものである。予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うことを遵守するため、徴収した参考見積書と予定価格調書の照合は徹底すべきである。

#### (2) 給食センター建替事業

当事業では、現状等の質問、関連資料の閲覧を実施したが、監査の結果及び意見はない。

#### (3) 平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置等の状況

市では、平成23年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

過去の包括外部監査における措置状況を確認し、適切な措置が実施されているかについて検証した。

- ア 給食費未納への対応
- イ 給食協会の人員構成の適正配分
- ウ 学校給食用物資納入業者の登録審査
- エ 物資選定経緯の文書化

上記4項目の意見に係る現状及び対応状況につき、監査の結果及び意見はない。

## オ PFI 導入時における効果算定

### (ア) 東部給食センターの PFI 事業の事後評価について（意見）

東部給食センターの PFI 事業が令和7年度末に終了することから、令和7年5月20日に、令和8年度以降の運営事業者の募集運営+維持管理の包括委託の事業実施の公告、公表を行い、公募を開始した。事業手法等の検討に当たっては、専門業者に調査を業務委託し、その報告書に基づき決定したということであった。

一方、国は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の施行から約20年が経過し、法施行初期に実施した PFI 事業の多くが期間満了を迎えつつあったことから、「PFI 事業における事後評価等マニュアル」（令和3年4月 内閣府民間資金等活用事業推進室）を公表し、事業期間満了の一定期間前には、適切に事後評価等を実施し、当該 PFI 事業における効果、課題等を明らかにするとともに、次期事業手法について検討する必要があるとしている。

現状、東部給食センターの PFI 事業の事後評価は作成途中ということであるが、建設費及び平成13年度から15年間の運営等に係る委託料を合わせて100億円を超える事業であるため、その事後評価は適切になされる必要があると考える。PFI 事業の事後評価事例は、（特非）日本 PFI・PPP 協会のホームページ上において公表されているが、15件とまだ少ないことから、内閣府民間資金等活用事業推進室が設けている質問、問合せ窓口などの制度や専門家の活用を検討されたい。

## 6 市民活躍支援課（現・地域交流課）

### （1）交流館運営事業

#### ア 交流館事業における「共催事業」について（意見）

交流館運営事業は、「交流館事業に占める後援事業の割合」を成果指標としている。これは、交流館が費用を負担して事業を実施する「主催事業」から、地域コミュニティが費用を負担して交流館事業を実施する「後援事業」へ移行することによる割合の増加が、市民活動の促進・市民の活躍支援が進んでいることを示すことができるためと考えられる。

しかし、当事業の進捗状況は「概ね予定通り」となっているが、所管課が作成した評価シートを確認したところ、当成果指標は目標値 35%に対して、令和4年度は 33.5%、令和5年度は 31.5%、担当者によれば、令和6年度は 26.9%ということであり、年々低下している。

交流館事業には、「主催事業」、「後援事業」以外に、交流館が費用を負担して地域コミュニティと共に実施する事業である「共催事業」もあり、「主催事業」から「後援事業」よりも、「主催事業」から「共催事業」への移行が多いということであるが、成果指標に「共催事業」を含めていない。

したがって、「共催事業」も地域住民のイニシアティブがある事業として、成果指標に反映することを検討されたい。

### （2）豊田市交流館現地往査

当監査では、浄水交流館及び猿投北交流館を対象に現地往査を実施した。

#### ア 利用者からの声の収集について（意見）

浄水交流館、猿投北交流館ともに地域コミュニティと密接に連携を図っており、小中学校とのコラボによる企画が積極的に実施されている。参加生徒からの感想や意見の吸い上げは適宜行われているが、イベント企画についての感想・意見に留まってしまう。より主体的に地域に関わってもらい、学びの場とする方策が必要と感じる。

一例ではあるが、交流館内に意見箱を設置し企画の募集を行い、採用企画に対して参加する生徒を募集し、生徒主体の取組を増やすことで地域との関わりを持ってもらうといった方策を検討されたい。

#### イ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信について（意見）

浄水交流館、猿投北交流館ともに地域の特徴を生かした取組を実施している。

浄水交流館については、浄水中学校との合築の利点を生かした事業として「部活フェス☆夏・冬」を開催し小学生が中学の部活体験をするといった取組が行われている。

猿投北交流館については、猿投地区の農産物である桃に関する情報発信、販売及び企画展示として「観桃会」を実施、また自然や地域の文化に触れる企画として「登ってみよう！猿投山」といった企画がなされている。

一方で、いずれの企画も地域情報誌への掲載に留まり、発信力が弱いと感じる。猿投北交流館では、令和7年度からInstagramを活用しているが、若年層の参加を増やす方策を取ることは、若年層が多様な価値観に触れ、学びの場となる可能性が高いことから、他の交流館においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など若い世代に直接届きやすい手段を積極的に利用することを検討されたい。

## 7 次世代育成課（現・こども・若者政策課）

### （1）学生まちづくり講座事業

#### ア 成果指標の設定について（意見）

当事業は「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、地域の中で主体的に行動できる人間として成長する」ことを目的としている。

現教育行政計画における成果指標は、「事業参加後のまちづくりに関心の高まった学生の割合」としている。

成果指標の実績は、学生まちづくり講座の参加者を対象としたアンケートに基づくものである。しかし、参加者は当講座に参加する前から当事業に対して高い関心を持っていると考えられるため、「事業参加後のまちづくりに関心が高まった」と回答する可能性が高い。

成果指標の役割の1つとして、事業の達成度を測定することによって、目標値との乖離があればその原因を検証し、よりよい改善につなげることが挙げられる。

したがって、当事業の目的である「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、今後もまちづくりに参加したいと考えている学生の数」等を加える見直しを行うことを検討されたい。

## イ 学生まちづくり講座に参加した学生の継続的な関与について（意見）

当事業の事業目標は、「学生が様々なアイデアを出してまちづくりに関わることを通じて、地域の中で主体的に行動できる人間として成長する」ことにある。そのため、学生まちづくり講座の参加者が、その後もまちづくりに関わり、地域の中で主体的に行動することが期待される。

しかし、担当者によると、当講座に参加した学生は一部を除いて、継続的に連絡等をとっていないということである。

当事業に参加した学生がその後、他の都道府県、他の市町村ではなく「豊田市」で引き続き活躍してもらえることが理想である。

まちづくりに関心の高い学生が、市の発展に更に関心を持ってもらえるように、イベント企画の提案依頼やイベントでリーダーとして関与してもらえよう打診するといった継続的接触を図っていくことが必要である。

そのために、当講座の卒業生として、まちづくりに継続的に関与してもらう方策を検討されたい。

## （2）若者サポートステーション事業

### ア 自己評価に対する今後の取組方針について（意見）

当事業では、現教育行政計画における成果指標は、「進路決定者等人数」としている。

成果指標である「進路決定者等人数」は、復学が決まった者又は就職が決まった者等である。令和4年度は35人、令和5年度は48人、令和6年度は44人と、目標値84人に対して60%未満の達成状況であり、自己評価も「B」（注）の遅れと判断している。

進路決定者が伸び悩んでいる要因として、若者の抱える課題が年々複雑化していることにある。そのため、切れ目ない支援につなげられるように、支援対象年齢を従来の15歳から39歳までとしていたものに、小学生及び中学生を加えた。その結果、若者サポートステーションの支援を受けるための登録者は、令和4年度の192人から、令和6年度は321人と増加したということである。

一方、進路決定者等人数も令和6年度は44人と、令和4年度の35人からは増加しているものの、令和5年度の48人からは減少に転じている。これについては、一人ひとりに対する支援が十分行き届いていない可能性も考えられる。

そのため、必要な支援が提供できる体制が整備できているかについて検証、改善を図ることによって、成果指標である進路決定者等人数の増加に

つなげることが望まれる。

(注) 自己評価「B」の定義は、次のとおりである。

事業内容や事業手法に改善を行う余地があり。より一層の効率化やコスト削減、成果向上に努める必要がある。

## イ 取組内容と成果指標について（意見）

当事業の取組内容は、自立に困難を抱える若者からの相談を随時受け付けるほか、就労に向けたトレーニングの提供を行っている。また、令和5年度からは、より相談をしやすいするためにLINE相談や若者が興味を示しやすいMinecraftというゲームを利用した居場所の提供等、相談へのハードルを低くする取組が行われている。

当事業の成果指標は、進路決定者等人数であるが、**ア 自己評価に対する今後の取組方針について（意見）**で記載した進路決定者等人数の推移は、目標値の60%未満と大幅に下回っている状況にある。

しかし、相談者に対するサポートを充実させた成果が、翌年度以降に効果を発揮するケースも多くあると考えられる。適切な効果測定のためには、別の指標も追加で設定することが重要である。

そのため、当事業の目的達成度を示す進路決定者等人数に加えて、具体的に取り組んだ事柄、例えば、就労に向けたトレーニングの実施状況等の取組実績も成果指標に追加することを検討されたい。

## (3) 家庭教育支援事業

### ア 成果指標の設定について（意見）

当事業の成果指標は「家庭教育講座及び親育ち交流カフェの参加者満足度」であり、令和4年度から令和5年度にかけて12ポイント減少しているが、市による自己評価は前年度と変わらず「A」（注）としている。担当者によれば、令和5年度は令和4年度と同件数の講座開催の申込みがあり、事業に対するニーズが引き続きあると判断したため、自己評価は据え置いたということである。

参加者満足度は、開催される家庭教育講座のテーマや内容に左右されると考えられるが、講座開催の主体は、PTA、学校あるいは地域団体等であり、テーマや内容の選定についてもこれらの団体が決定している。しかし、参加者満足度は前述のとおり変動しており、また、成果指標でない「講座開催の申請件数」が同件数であることのみで、自己評価を毎年度「A」（注）とする根拠になり得ない。

したがって、例えば、所管課がPR活動を行った結果、「家庭教育講座及び親育ち交流カフェの参加人数」が増加した等を成果指標とすることを検討されたい。

(注) 自己評価「A」の定義は、次のとおりである。

今後も現状（計画・予定）通り事業を進めることが妥当。もしくは、予定通り完了。

## 8 市民活躍支援課（現・学び体験推進課）

### （1）ものづくり教育プログラム

#### ア ものづくりサポーターの人員確保と高齢化問題（意見）

ものづくり教育プログラムの令和5年度の実施校は70校であったが、令和6年度の実施校は73校と増加している。ものづくり教育プログラムの実施には、サポーター登録を行ったものづくりサポーターの協力が必要であるが、令和5年度のサポーター登録者数が113人であるところ、令和6年度は118人と微増であった。

たしかに、サポーターの人数は成果指標の目標値である108人を上回ってはいるが、現在登録しているサポーターの平均年齢が73歳と、高齢化の問題がある。高齢化の問題としては、健康面や介護等を理由として突如退会するサポーターがおり、急に人数が減少する可能性をはらんでいる。このような状況から、新規サポーター及び若い層のサポーター確保が必要となっている。

より若い層のサポーターを確保するには、その年代への積極的な声掛けが必要であると考えられる。例えば、子育てを終えた世代が集まるような場所にもものづくりサポーターのガイドブックを置いてもらう、定年退職直前の者への呼びかけなど、ターゲット層を明確にして、当該年代の者が出入りする店舗などにチラシを置かせてもらう、サポーター自身が個別に声掛けをしていく、という方法も検討するとよいと考える。

### （2）とよたものづくりフェスタ事業

#### ア 出展団体の選定について（意見）

ものづくりフェスタは、ものづくりサポーターを始め、市内外を問わず多くのものづくり団体が出展している。

しかし、令和6年度は14,000人が来場し、令和7年度は15,000人を来場目標とするほどの大規模なイベントになっていることから、出展を希望

する団体がほかにも存在する可能性が高く、機会の平等性という観点から、出展団体の選定を公平に行う方法を検討する必要があると考える。

もっとも、イベントに参加する子どもたちの安全確保や、不当なマーケティングにつながらないようにする必要があることから、出展団体の選定は慎重に行わなければならない。

そのため、出展団体を公募制とすることが必要であると考えますが、出展希望者に、ものづくりサポーターとして加入してもらうことを条件とするなど、市のものづくり教育に積極的に参加してくれることを条件とした募集方法を検討されたい。

## イ 周知方法について（意見）

「わくわくワールド」はトヨタ技術会と共催していることから、年々参加者が増加し、大規模なイベントになっている。令和7年度は地元の挙母祭りと同様開催になったこともあり、祭り会場において、わくわくワールドの宣伝をしてもらえた。

令和6年度における周知方法については、基幹バス内の広告や広報とよたへの掲載、そして市内の小学校、中学校へビラを配布するなど、幅広く周知を行っていたことから来場者数が年々増えており、効果が発揮されていると考えられる。

市は、令和7年度からはInstagramを使った周知活動を始めており、実際のものづくりの様子を画像を使って紹介しているが、動画での紹介は確認できなかった。

「ものづくり」をテーマとするイベントであることからすると、製作過程や完成後の製作物が動く様子を、動画を使って紹介する方が、分かりやすく印象的であると考えられる。

わくわくワールドの参加者が増加していることからしても、認知度は広がっていると考えられ、ひいては全国的に「豊田市」がものづくりに特化していることをアピールできるチャンスだと思われる。

子育て世代の情報源が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が主であることからすると、Instagram以外にも、YouTubeを活用した周知方法を採用することで、更なる発展が期待できると考える。

### (3) 丘 KOBA プロジェクト（旧クルマづくり究めるプロジェクト）事業

#### ア プロジェクト参加者の多様性（意見）

官民連携の教育プログラムは各地域で行われているが（文部科学省「企業等による教育プログラム」など）、当プロジェクトは、会社組織になぞらえてチームを形成し、ものづくりに取り組む活動であり、他の地方公共団体には真似ができない取組であり、中学生、高校生の段階から長期的実践的にもものづくりに参加できるという希少なプロジェクトである。

また、協力企業からすると、中学生、高校生の豊かな発想力と若い想像力によって新たなアイデアを得られる機会になる。

ただ、当プロジェクトの活動テーマがモビリティ開発に特化している分、参加希望者に偏りが出ると、応募者の幅が狭くなってしまうと考えられる。また、事業課題にあるとおり、車に関する技術や知識に格差があって、積極的に挑戦できない子が生まれてしまう可能性がある。

そこで、今後はモビリティ開発に限定せず、車体のデザインや、開発された商品を販売するためのメソッドを学ぶチームなど、会社組織の形態でチームを組んでいるからこそ実現できるプログラムを取り入れることで、知識や技術に差がある子や、ものづくりを苦手とする子どもたちも参加がしやすくなると考えられる。

令和6年度のメンバーの構成を見ると、子ども社員の人数が少ないテーマがあると思われることから、より積極的に子どもたちが参加できて、幅広い応募者が集まるようなプロジェクトを検討していただきたい。

#### イ プロジェクト予算について（意見）

当プロジェクトの予算は市の「青少年ものづくり基金」を活用して行われていることから、市の財政への影響はないということである。

一方で、「令和6年度 丘 KOBA プロジェクト決算書」を確認すると、「参加者実費支払金」との項目があり、参加者自身が、着用するユニフォーム代、保険代金の実費を負担している。

当プロジェクトは、土曜日に開催で送迎などの負担を保護者が負っているという状況からしても、できる限り子どもたちの経済的負担を軽くすることで、より参加希望者が増える可能性があると考えられる。経済的な懸念により参加を見送るといったことがないようにすることも大切である。

そこで、令和6年度決算額271万円が当初予算である1,800万円を大幅に下回っている現状からすれば、参加者が実費で負担している「参加者実費支払額」について、一部だけでも基金から支出することを検討してもよいのではないかと考える。

#### (4) 匠の技・職人の技に学ぶものづくりプロジェクト事業

令和4年度をもって事業廃止しており、令和6年度の当事業の主な取組はないため、監査の結果及び意見はない。

#### (5) 科学技術教育推進プロジェクト事業

##### ア 講座の周知方法について（意見）

令和6年度に開催された講座は合計6つであったが、講座によって応募人数に差があり、定員に達しなかった講座は中止になっていた。中止になった講座は、定員16名に対し応募者2名で、うち1名から欠席の連絡があったため中止となったということであった。応募者が集まらなかった原因の1つに周知が不十分であったことが考えられることから、周知方法について検討が必要である。

また、中学校や高等学校の部活動の地域移行により、参加できる文化部長が減少していることから、科学に興味を持つ生徒を発掘する必要があるということである。

令和6年度は講座の広報を「きずなネット」というメール配信サービスで行っていたが、科学分野に興味を持っていない生徒に対しての積極的な勧誘にはつながりにくいと考えられる。令和7年度からはInstagramを使った広報をしている。

現在の周知方法では、科学分野に興味を持っていない生徒に興味を持たせることが難しく、興味を持つような積極的な働きかけが必要であると考えられる。具体的には、理科及び物理担当の教員への個別の働きかけや、学び体験推進課で行っているその他の事業（小学校でのものづくりプログラムなど）で積極的な勧誘及び周知を行うなど、草の根の活動が必要な段階だと思われる。

また、「企業、大学、関係団体等と連携したハイレベルなものづくり・科学講座等を開催するとともに、児童生徒の活躍を支援」との事業目標は素晴らしいが、講座内容が中学生にとってはハイレベルな印象である。中学生が興味を持つ分野やテーマを増やすなどの工夫が必要だと思われる。具体的には、プログラミングの講座をゲーム開発に結び付けて行うなど、より中学生の嗜好に寄せるような講座内容を検討することが求められると考える。

##### イ 講座開催場所が市内中心部に集中していることについて（意見）

令和6年度の講座開催場所が、設備の関係から市内中心部に限定されてしまう傾向があり、北部、中山間地の在住の生徒にとっては、講座開催場

所へのアクセスが難しいという問題がある。

当事業は、科学技術をテーマとした事業であることから、市中心部へ出向くのが大変な地域の小中学生にも広く「ものづくり・科学」の楽しさを知ってもらう機会が必要である。

市は、全中学校区である 28 地区において交流館を設けている。そこで、市内中心部から遠方に当たる交流館を利用し、ものづくり講座を開催することで、「ものづくり・科学」に触れることができる機会を創出することを検討されたい。また、リモート講座の企画なども合わせて検討されたい。

#### ウ 市からの負担金額の検討（意見）

令和 6 年度の科学技術教育振興会の決算報告書によると、収入と支出の差は 1,220,444 円の収入超過であり、来期への繰入額（特別基金への繰入金）が 560,550 円、市への戻出金が 659,894 円となっている。

当事業を主催している科学技術振興会の収入の約 2 分の 1 が関係団体からの会費で賄われていること、また加入している関係団体が外部講師を務めた場合、講師料を辞退されることがあることから、収入と支出の差額が大きくなったものと考えられる。

しかし、市への戻出金は、事業で使われることなく戻ってきたお金であり、効果的かつ効率的な予算執行の観点からは好ましくない。そのため、今後、当事業の規模を維持するのであれば、市からの負担金額について減縮する方向で検討した方がよいと考える。

## 9 小・中学校

### （1）平成 23 年度包括外部監査の結果

市では、平成 23 年度において「豊田市教育委員会の財務事務に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されている。

平成 23 年度の包括外部監査では、豊田市立小・中学校を監査対象とし、次のとおり 36 件の指摘又は意見がなされた。

- ア 備品（17 件）
- イ 学校徴収金（12 件）
- ウ 公文書（2 件）
- エ 学校図書館（5 件）

## (2) 監査対象先の決定

(1) 平成 23 年度包括外部監査の結果に記載した 36 件の指摘又は意見に基づく措置等については、全て措置済又は決定済となっている。

措置等の状況を確認するため、当包括外部監査においても、市立小・中学校も監査対象とした。

なお、監査委員事務局が行う令和 7 年度の定期監査対象となっていない小・中学校から、無作為に 6 校を選定して、現地監査を実施した。

選定した小・中学校は次のとおりである。

- ア 童子山小学校
- イ 西広瀬小学校
- ウ 飯野小学校
- エ 上郷中学校
- オ 益富中学校
- カ 藤岡中学校

## (3) 監査の結果及び意見

### ア ネットバンキング

#### (ア) ネットバンキングの払込みを行う際の手順について（意見）

払込みを行う際の手順については各校ばらつきがある。校長又は教頭が振込を実行する学校もあれば、校長と事務職員で支出伺書の読み合わせを行い事務職員が振込を実行する学校、事務職員が支出伺書に基づいて上長との読み合わせを実施せずに振込を実行している学校もあった。

学校徴収金等ガイドラインでは、「第 2 章 学校徴収金 8 支払いの方法」に手順を記載しているが、払込時の具体的な手順について明記されていない。

また、利用している金融機関によっては、メールアドレス 1 つについてアカウントを 1 つしか取得できない事案があった。1 校につき 1 アドレスのみを付与されている現状の運用では、総合振込データの作成者と承認者を別アカウントで設定できないケースが散見された。

1 つのメールアドレスで複数アカウントを設定できる金融機関を利用している学校においても複数アカウントでの運用は行われていない。

かかる運用では、不正な資金流用を防止することができないため、承認権限のアカウントを別に取得し、総合振込データの作成者と承認者を明確に分離する等の対策を検討されたい。

#### (イ) 払込みにおける規定の整備について（指摘）

(ア) ネットバンキングの払込みを行う際の手順について（意見）のとおり、総合振込データの作成者と承認者を明確に分離できていない学校があることは、不正な資金流用のリスクを高めることになり問題といえる。また、総合振込データの作成者と承認者を分離する旨の規定もない状態である。

不正な資産流用等のリスクを少しでも下げるため、学校徴収金等ガイドラインに総合振込データの作成者と承認者を分離する旨を記載するよう改善されたい。

#### (ウ) 1日の振込額の上限設定について（指摘）

1日の振込額の上限設定については上限設定を実施している学校もあれば、上限設定を実施していない学校もあり運用にばらつきがある。

1日当たり振込限度額の設定については学校の運用に委ねられているが、不正な資産流用を防止するため、1日当たり振込限度額の設定は実施しなければならない事項であると考え。現状の学校徴収金等ガイドラインに1日の振込限度額の上限設定をする旨の規定がないことは、不正な資産流用のリスクを高めることになり問題である。

よって、学校徴収金等ガイドラインに、1日の振込限度額の上限設定をする旨を規定として追加するよう改善されたい。

### イ サッカーゴールの管理

#### (ア) 転倒防止対策について（指摘）

学校事務手引においては、高さが1.5m以上となる備品について購入時に転倒防止対策を講じるよう規定している。

当該規定は、学校教育で使用される学校備品を管理するものであり、学校開放で使用される備品については転倒防止対策を講じる規定はない。

転倒防止対策は、児童生徒の安全確保のため必要な措置であり、所管課が異なることで安全対策に差異が生じていることは問題である。

よって、学校開放で使用されている備品を再度確認し、サッカーゴールのほかに転倒防止対策が必要となる備品がないか確認すること、学校開放で使用する備品で高さ1.5m超のものについては転倒防止対策が必要である旨を規定すること等の措置を早急を実施されたい。

#### (イ) 所管課の整理について（意見）

サッカーゴールの登録管理は目的（学校教育・学校開放）により所管課が異なっている。

市では、令和8年9月から部活動を「とよた地域クラブ活動」に移行する予定である。学校が運営していた部活動が、地域学校共働本部が運営するクラブ活動に移行するため、クラブ活動のみで使用する備品をどこが所管するかといった整理が必要となる。

児童生徒の安全を維持することを一義として、所管課の整理、安全対策の統一といった点を念頭に検討を進められたい。

### ウ 備品管理

#### (ア) 備品台帳システムの登録誤りについて（指摘）

備品台帳システムと現物の照合を実施した。その結果、誤った登録となっている備品を3点検出した。

保有備品については品名、数量、保管場所等が常に的確に把握されていなければならない。よって、当該備品の保管場所の登録を修正するよう改善されたい。

#### (イ) 使用可能性がない備品について（意見）

備品台帳システムと現物の照合を実施した結果、長期間にわたって使用されていないと思われる備品又は今後使用される見込みのない備品が4点検出された。

盗難や私的利用といった資産が流用する不正リスクを回避する観点から、使用可能性がない又は使用できない備品については廃棄する方向性で検討されたい。

#### (ウ) 備品ラベルの貼付について（指摘）

上郷中学校内の備品について、備品台帳システムと現物の照合を実施した。その結果、備品ラベルの貼付のない備品が検出された。

学校事務手引において、備品ラベルの貼付が求められている。備品ラベルは適切な資産管理を行う上で、必要なものであることから、早急に備品ラベルを貼付されるよう改善されたい。

## エ 安全点検表について（意見）

### （ア）西広瀬小学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、不備事項について状況に応じて見積書等を入手しているが、安全点検表のファイルに綴られておらず、別ファイルにて保管されている事案があった。

年度ごとに交代していく担当点検者に情報が伝わらず、安全対応が遅れるリスクがあるため、見積書等については安全点検表と一緒に綴り、情報の一元化により安全対応の漏れが生じないように対応を検討されたい。

また、安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

### （イ）上郷中学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄が設けられていなかった。

安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中だけで情報が保有されてしまうリスクがあるため、安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

### （ウ）益富中学校

益富中学校において安全点検を実施する際には、安全点検表を用いて「ロッカーや戸棚は倒れやすくなっていないか」、「戸や窓に破損はないか」といった点検項目について毎月チェックを行い、不良があれば状況を記載し対応を記録している。

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、配膳室の床の損傷について4月から3月までの全ての月で状況不良を示す「×」が記載されている事案を検出した。当該事案については、「×」が付されているのみで処置を先送りとする理由、具体的な対応時期についての言及はなかった。

関係者に確認したところ、人身への危険はなく緊急性を要する事案ではないという判断から処置を先送りにしている旨の説明を受けた。

学校事務手引の第7章経理に関するもの第2節施設・設備・備品の管理では、不備のあった場合には、早急に修繕等の対応をすることとなっている。

一方で、学校に与えられた予算には限りがあることから、優先順位を明確にして順次対応していくといった実務が行われている。

事情については理解するが、安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中でだけの情報共有がなされている場合、関与教員の異動により対処すべき事案の情報が引き継がれないリスクがある。

安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

#### (エ) 藤岡中学校

令和6年度の安全点検表を閲覧したところ、教室において令和7年2月「黒板前床へこみ」、令和7年3月「廊下側の窓が動かない」といった不備の記載があった。

対応状況を確認したところ、令和7年2月「黒板前床へこみ」については安全面での問題がないため経過観察とし、令和7年3月「廊下側の窓が動かない」については同月中に修理対応を実施している。

当該事案については、不具合の状況が記載されているのみで処置を先送りとする理由、具体的な対応時期についての言及はなかった。

(ウ) 益富中学校のとおり、学校事務手引によれば、不備のあった場合には、早急に修繕等の対応をすることとなっている。

安全点検表に処置についての判断理由が記載されず、一部の教員の中でだけの情報共有がなされている場合、関与教員の異動により対処すべき事案の情報が引き継がれないリスクがある。特に今回の事案のように年度末での不具合の場合、年度初めには異なる教員が点検者となり前年度の情報を認識していないリスクがある。

安全点検の実効性を担保するため、不良があった場合の対応策及び顛末を記載する欄を設定することを検討されたい。

#### (オ) 規定の追加について

安全点検表の作成については学校に運用が委ねられている。そのため、各校の記載様式や内容にはばらつきがある。

各校の設備状況により注意を払うべき点は異なるため、統一的な記載様式を求める必要はないが、(ア)～(エ)のとおり、安全上の問題点と対応策、対応予定時期が安全点検表に記載されていない学校が散見されたことは問題である。

一例ではあるが、学校事務手引の規定に、「検出した不備については、処置に対する判断及び対応方針を記録すること」といった内容を明記することを検討されたい。

## オ 理科薬品の管理

### (ア) 使用頻度の低い亜鉛の保有について（指摘）

西広瀬小学校及び飯野小学校においては、亜鉛を保有している。

西広瀬小学校にて、確認したところ、使用実績は直近ではないということである。また、飯野小学校にて、薬品管理台帳を確認したところ、購入年月日が2005年にもかかわらず未開封の亜鉛が存在した。

小学校における亜鉛の使用頻度は低いことから、廃棄をするか、使用が想定される他の学校へ移動するといった措置を検討されたい。

### (イ) 亜鉛の分類について（指摘）

飯野小学校及び藤岡中学校では、亜鉛（粒状）について、危険物として分類され管理されているが、粒状の亜鉛は一般薬品に分類される。

安全管理上、適切な分類を行うことで危険を防止することが重要であることから、管理台帳の修正及び保管方法を変更するよう改善されたい。

### (ウ) 薬品保管庫の鍵の管理について（指摘）

薬品保管庫の鍵を、**図表 4-9-1** のとおり保管している中学校があった。

図表 4-9-1

上郷中学校	理科準備室内の引出しにナンバーロック付のボックス
益富中学校	理科準備室内の施錠のない箱
藤岡中学校	職員室内の理科教員の机の引き出し

通常の商品以上に危険性の高い劇物・危険物の保管庫であることから、職員室などの別の場所で管理するとともに、上長の許可の下で鍵を持ち出す管理に変更し、盗難、紛失等のリスクに備えるよう改善されたい。

### (エ) 管理台帳の記載について（指摘）

「理科薬品の管理マニュアル」において、毒物・劇物・危険物については「薬品管理台帳」、その他の薬品については「一般薬品一覧表」にて管理するよう明記されている。

上郷中学校では、塩化アンモニウム、水酸化カルシウムといった一般薬品が、毒物・劇物・危険物を管理する「薬品管理台帳」で管理されていた。

毒物・劇物・危険物と一般薬品は、廃棄方法も異なっており、今後の事務処理に混乱をきたすおそれがある。よって、「一般薬品一覧表」において管理するよう改善されたい。

#### (オ) 廃棄年月日が不明の一般薬品について（意見）

「一般薬品一覧表」を閲覧したところ、上郷中学校において、廃棄年月日が「不明」となっている薬品が5点検出された。

担当教員にヒアリングを実施したところ、複数ある薬品について容器の移し替えを行うケースがあり、その際に適切な受払管理がなされていなかった可能性があるということである。

かかる管理では、不正な持ち出し等があっても気付かないことから、一般薬品における廃棄年月日の記載漏れがないよう対応をされたい。

#### (カ) 危険物の保管について（指摘）

危険物の保管については、「理科薬品の管理マニュアル」において、危険物の種類によって接触、混合、共存を避け保管することを規定している。

適切な管理には、薬物管理台帳において危険物が第何類に該当するかを明記しておくことが必要となるが、益富中学校では4点、また、藤岡中学校では大多数の危険物について、第何類かの明記がなされていなかった。

燃焼・引火等の危険を防止するため、速やかに第何類かを明記し、組合せを確認した上で保管するよう改善されたい。

### カ 学校徴収金

#### (ア) 生徒会会計の金銭出納簿の記載誤りについて（指摘）

上郷中学校の生徒会会計の「金銭出納簿」について預金通帳と照合したところ、令和7年3月31日のトイレ用のれん代の支出額について、預金通帳に3,864円と記載されているにもかかわらず、金銭出納簿は3,862円と2円相違していた。

生徒会会計の会計報告では、当該支出を3,864円で集計しており、保護者に対して正しく報告されてはいたが、金銭出納簿は会計報告の基礎となる帳簿であることから、正しく作成すべきである。

#### (イ) 学校徴収金の公会計化の検討について（意見）

国は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答

申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を公表し、学校徴収金の徴収・管理は基本的には学校以外が担う業務として分類している。

そして、文部科学省は平成7年4月30日に「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」の通知文書を発出し、各地方公共団体に対して、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討し、必要な取組を一層推進することを求めている。

現状、市においては、一部の小中学校では、修学旅行費について、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払を行う方法を採用している事例もあるが、「学校徴収金等ガイドライン」に基づき、各小中学校で学校徴収金の徴収事務を行っている。

前述の通知文書の別添資料では、学校・教師の業務負担の軽減の効果が見込まれるとされており、学校徴収金の公会計化を検討されたい。